

医療法人社団 礼恵会 むすび葉通所リハビリテーション 運営規定

事業の目的

第1条 この規定は、医療法人社団礼恵会が開設する指定居宅サービス事業者「医療法人社団礼恵会むすび葉通所リハビリテーション」（以下事業者という）が行う通所リハビリテーション事業（以下事業という）の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等（以下「要介護高齢者等」という）に対し、適切な通所リハビリテーションを提供することを目的にする。

運営の方針

第2条 通所リハビリテーションは、要介護状態又は要支援状態等の心身の特性を踏まえてその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう介護予防に関する相談・リハビリテーション・機器の紹介などを行う。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

事業所の名称等

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 医療法人社団 礼恵会 むすび葉クリニック渋谷
- 2 所在地 東京都渋谷区東 2-2-8 渋谷第2TYビル3階
- 3 介護保険指定番号 1311336890 号

職員の職種、員数及び職務内容

第4条 通所リハビリテーション事業を行う職種、員数及び職務内容は次のとおりである

- 1 管理者（医師） 1名

管理者である医師は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、他職種と連携しつつ自ら医療を行うものとする。

- 2 理学療法士 1名以上

理学療法士は他職種と連携しつつ通所リハビリテーション利用者の心身機能評価、訓練計画の立案、作業療法の提供などを行うものとする。

3 作業療法士 1名以上

作業療法士は他職種と連携しつつ通所リハビリテーション利用者の心身機能評価、訓練計画の立案、作業療法の提供などを行うものとする。

4 看護師 1名

他職種と連携しつつ、通所リハビリテーション利用者の観察、療養・介護方法の指導、看護の提供等を行うものとする。

営業日及び営業時間

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から金曜日とする。(土日祝休み)

2 営業時間 9時15分から18時までとする。

サービス提供時間	1単位目	午前9時45分から午前11時00分	定員19名
	2単位目	午前11時15分から午後12時30分	定員19名
	3単位目	午後14時00分から午後15時15分	定員19名
	4単位目	午後15時30分から午後16時45分	定員19名

通所リハビリテーションの利用定員

第6条 利用定員は、1単位 19人とする。

通常の事業の実施区域

第7条 通常の事業の実施区域は、下記の区域とする。

渋谷区 港区

通所リハビリテーションの利用料

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、通所型サービスを提供した場合の利用料の額は市区町村が定める基準によるものとする。当該指定通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、介護保険告示上の額のうち介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じた額とする。

サービス提供の留意事項

第9条 通所リハビリテーションの留意事項は次のとおりとする。

- 1 通所リハビリテーションの提供にあたっては、リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう適切に行う。
- 2 通所リハビリテーション従事者は、通所リハビリテーションの提供にあたっては、懇切丁寧に行うこととし、利用者又はそのご家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
- 3 通所リハビリテーションの提供にあたっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の適切な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては必要に応じその特性に対応したサービス提供ができる体制を整える。

サービス提供にあたっての留意事項

第10条 サービスの利用にあたって、体調不良等によって指定通所リハビリテーション等に適さないと判断された場合には、サービスの提供を中止することがある。

緊急時における対応

第11条 通所リハビリテーションの提供にあたるものは、サービスの提供時間に利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

事故発生時の対応

第12条

- 1 事業者は利用者に対する指定通所リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市区町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡し、むすび葉クリニックを受診するなど必要な措置を講ずる。
- 2 当事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。
- 3 当事業者は、その責めに帰すべき事由により利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

非常災害対策

第13条 当事業者は、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害に対するため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

苦情処理

第14条 指定通所リハビリテーション等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するとともに、必要な措置を講じる。

その他運営に関する重要事項

第15条 従事者の資質向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1年以内

(2) 継続研修 年2回以上

2 従事者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人社団礼恵会の理事長と事業所の管理者代行の協議に基づき定めることとする。

附則 この規定は、2021年4月1日より施行するものとする。